

## 使用済粒状活性炭の譲渡に関する契約書（案）

茨城県企業局〇〇水道事務所（以下「甲」という。）と、〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の浄水場における使用済粒状活性炭（以下「使用済炭」という。）を乙に譲渡することに関し、次のとおり契約を締結する。

### （譲渡内容）

第1条 甲が乙に譲渡する使用済炭の譲渡場所、譲渡予定数量、譲渡額及び譲渡予定時期は、次に掲げるとおりとする。

譲渡場所：〇〇〇浄水場

譲渡予定数量：約〇〇〇m<sup>3</sup>

譲渡額：金 〇〇〇〇〇円

うち取引に係る消費税及び地方消費税

金 〇〇〇〇円

譲渡予定時期：令和〇年〇月

2 前項に定める譲渡予定時期は、甲の都合により変更となることがある。また、譲渡予定時期の変更に伴い乙に生じる一切の損害に対して、甲は責任を負わないものとする。

### （譲渡期間）

第2条 使用済炭の譲渡期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### （使用済炭の利用目的）

第3条 乙は、使用済炭を〇〇〇として利用するものとする。

### （使用済炭の譲渡）

第4条 甲は、使用済炭をフレコンバッグに袋詰めした状態で譲渡する。

2 甲が乙に譲渡する日時について、乙は第1条に規定する譲渡場所の浄水場の指示に従うものとする。

3 乙は、引き取り完了後速やかに、物品受領書を甲に提出するものとする。

### （譲渡予定数量の変更）

第5条 乙は、滞りなく使用済炭を引き取るよう努め、第1条に定める譲渡予定数量を確実に引き取るものとする。

2 乙の事由において譲渡予定数量を減量することはできない。ただし、契約締結後に生じた真にやむを得ない事由により使用済炭を引き取ることができず、譲渡予定数量を減量する必要性が生じたときは、乙は、甲に対して書面をもって速やかに、事由の説明及び譲渡予定数量の変更

についての協議（以下「減量協議」という。）を行うものとする。

- 3 甲は、第2項ただし書きの減量協議における説明の事由が真にやむを得ないものであるかどうか判断できない場合には、乙に対してヒアリング、追加説明資料の提出等を求めることができる。また、事由が真にやむを得ないものであると判断した場合に限り、乙との間で譲渡予定数量の変更のための覚書を締結する。なお、減量後の譲渡予定数量が0トンである場合、契約締結の日を遡り本契約を解除することができ、その旨書面をもって通知する。
- 4 甲は、契約締結後に、使用済炭の発生予定数量の減少等により譲渡予定量分の使用済炭が用意できない場合に限り、甲は速やかに減量事由及び減量後の譲渡計画を乙へ通知することにより、譲渡計画を変更できるものとする。
- 5 第4項による譲渡予定数量の変更に伴い乙に生じる一切の損害に対して、甲は責任を負わないものとする。
- 6 要綱第8条第1項に基づく協議により譲渡予定数量の変更を行う場合には、甲は、乙に対して本契約の一部を変更する覚書締結の申入れを書面により行う。

#### （譲渡代金等）

- 第6条 譲渡代金の請求は譲渡場所ごとに行うものとし、甲は譲渡場所ごとに第1条に定める譲渡額を譲渡代金として乙に請求するものとする。
- 2 乙は、前項の譲渡代金を、甲の発行する納入通知書により指定する日までに支払うものとする。
  - 3 譲渡代金は譲渡前日までに支払うものとし、甲が乙の支払いを確認した後でなければ、使用済炭を譲渡することはできない。

#### （遅延損害金）

- 第7条 乙は第6条第2項に基づき甲が定める納入期限までに代金を納入しなかったときは、その期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利息を勘案して決定する率を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）を支払わなければならない。

#### （譲渡の停止）

- 第8条 甲は第6条第2項に基づき甲が定める納入期限までに乙が代金を納入しなかったときは、使用済炭の譲渡を停止することができる。
- 2 第1項による譲渡の停止に伴い乙に生じる一切の損害に対して、甲は責任を負わないものとする。

#### （法令等の遵守）

- 第9条 乙は、使用済み炭の積み込み作業、運搬及び利用について、関係法令等を遵守して行う。

(事故等の処理)

第10条 使用済炭の積込作業及び運搬作業等に伴い、乙の責めに帰すべき事由により発生した事故、使用済炭の譲渡後に発生した事故並びに、乙が使用済炭を利用することに起因する一切の全ての事柄については、乙の責任と負担において処理する。

(有効期間)

第11条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この契約の解釈に疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

甲及び乙は、この契約の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 茨城県〇〇市〇〇町〇〇〇  
茨城県企業局〇〇水道事務所  
所長 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇